

J A M 政策NEWS

【発行】J A M

【発行責任者】大山勝也

【編集】社会政策局

03-3451-2586

E-MAIL : syakai@jam-union.or.jp

改正労働基準法成立

今泉議員、確認答弁

6月26日、参議院厚生労働委員会では、労基法改正案の最終審議を行い、賛成多数（社民、共産反対）で可決されました。併せて12項目の付帯決議が全会一致で可決されました。

同日今泉議員は、17項目にわたる確認答弁を行い、さらに先日の東名高速道路のトラック事故に触れ、労働時間に対する施策の必要性について正しました。参議院では、衆議院での修正結果を踏まえて、有期労働契約や裁量労働制の問題等、残された課題を中心に審議を行いました。

翌27日に、参議院本会議で成立しましたが、施行日は現在未定です。

不満はあるが、抜本修正は成果

連合・草野事務局長は談話で、「今回の労基法改正において、全体として不満はあるが、解雇ルール、有期契約労働者の退職の自由について抜本修正をさせたことは大きな成果である。今後、都道府県労働局や労働基準監督署に対し、指導の徹底や判例及び整理解雇四要件の周知を行うよう求めていく。」と述べました。

<付帯決議要旨>

政府は、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

1. 使用者側に立証責任を負わせている、現在の裁判上の実務を変更するものではないという立法者の意思及び本法精神の周知徹底に努めること。また、使用者に対し、整理解雇四要件の周知を図ること。
2. 労働契約期間の上限延長は、常用雇用の代替化を加速させないように配慮し、有期雇用の無限定な拡大につながらないように十分配慮すること。
3. 有期上限5年の対象労働者の範囲は、弁護士、公認会計士など専門的な知識・技術・経験を有し、自らの労働条件を決めるにあたり、交渉上、劣位に立つことのない労働者を従事させる場合に限定すること。
4. 就業規則への解雇事由の記載や退職理由の明示について、モデル就業規則や退職証明書の文例を作成し、普及に努めること。
5. 裁量労働制を導入した事業所に対する労働基準監督官の臨検指導を徹底し、過労死を防止するための措置を講ずること。
6. 裁量労働制の適用事業の拡大・手続き緩和が、サービス残業隠しに悪用されることのないよう、基準を設け、周知徹底を図ること。
7. 企画業務型裁量労働制では、未組織労働者が多い中小企業においても、労使委員会が適正に設置・運営されるよう十分な配慮を行うこと。
8. 改正の趣旨、内容などについて、関係団体や広く国民に十分周知するよう努めること。

など計12本